

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案新旧対照条文

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（運転適性指導員）</p> <p>第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第百七条の四第四号又は法第百七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ（略）</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（運転適性指導員）</p> <p>第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第百七条の四第八号又は法第百七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ（略）</p> <p>四・五（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第三十三条の六第一項第一号八の規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第百七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（法第百七条の四第四号の罪を除く。）</p>	<p>（指定の基準等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第三十三条の六第一項第一号八の規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法第百七条の四第八号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（法第百七条の四第八号の罪を除く。）</p>

（を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二・三 (5)
(略)
三 (略)

（を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二・三 (5)
(略)
三 (略)

改正案	現行
<p>（運転免許取得者教育指導員）</p> <p>第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けているもの（免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第百七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（法第百七条の四第四号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p>	<p>（運転免許取得者教育指導員）</p> <p>第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けているもの（免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第百七条の四第八号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（法第百七条の四第八号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p>

外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則</p> <p>（指定の基準等）</p> <p>第一条 道路交通法施行令（次項において「令」という。）第三十九条の五第一項第三号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車及び原動機付自転車の運転に関する外国等（令第二十六条の三の三第一項第三号に規定する外国等をいう。）の行政庁等（同号に規定する行政庁等をいう。）の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務（以下「翻訳文作成業務」という。）を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則</p> <p>（指定の基準等）</p> <p>第一条 道路交通法施行令第三十九条の五第一項第三号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車及び原動機付自転車の運転に関する外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務（以下「翻訳文作成業務」という。）を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。</p> <p>二・三（略）</p>

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条第一項関係） 一～七（略） 八 道路交通法関係法令の規定	（略）	別表第一（第二条第一項関係） 一～七（略） 八 道路交通法関係法令の規定	（略）
（略） 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）	（略）	（略） 外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）	（略）
九（略）	（略）	九（略）	（略）
別表第二（第二条第二項関係） 一～四（略） 五 道路交通法関係法令の規定	（略）	別表第二（第二条第二項関係） 一～四（略） 五 道路交通法関係法令の規定	（略）
（略） 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）	（略）	（略） 外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）	（略）
六（略）	（略）	六（略）	（略）